

A 様

神戸市監査委員	近 谷 衛 一
同	横 山 道 弘
同	安 達 和 彦
同	池田りんたろう

歌碑建立に係る職員賃金等の支出に関する住民監査請求について（通知）

平成 19 年 6 月 21 日付をもって受付けた標記の住民監査請求については、下記のとおり受理できないことに決定したので通知します。

記

第 1 請求の要旨

平成 19 年 6 月 21 日付をもって受付けた住民監査請求書によると、請求の要旨は次のとおりである。

(1) 請求の趣旨

神戸市長は、「皇后歌碑建立」に関する事業経費及び職員の賃金等の全支出を返還することを求める。加えて、今後も特定団体への便宜供与の是正を求める。

(2) 請求の理由

上記支出は次のとおり著しく不当かつ違法である。

神戸市（以下、市と略）は市有地に「皇后歌碑建立」を計画していることを発表（2006 年 6 月 28 日広報）したが、現在に至るまで同計画の進捗過程についての説明及び大半の文書公開を拒否し続けており、事務局の企画調整局企画課（以下、企画課）は関連文書の作成自体を否認している。

「歌」の表現内容の適格性についての評価とは別に、阪神淡路大震災からの生活の再建も十分でない被災者の現状を見過ごして「復興なりし・・・」の文言を最大限に利用して復興行政の事実上の打ち切りを公的に宣伝するのではないかと、という疑念が依然として根強い。また他にも神戸という土地に愛着を持って記念碑を建立したいという希望を持つ団体、個人もいるのに今回については市がいち早く計画に賛同しながら、その確認を諮るための文書も作成していないというのも、同計画についての疑念を深めている。

市の一部局内に事務局を設置し企画課課長、係長他 1 名を常勤配置して、一特定団体（「皇后陛下歌碑建立委員会」、以下委員会と略）の行事に協力する根拠は何か、という市民の質問に対して、市は 06 年 7 月 21 日に説明会を開き、企画課は「通例どおり協力」「単にお手伝いしているだけ」等の回答に終始した。

市は同年 7 月 3 日から同 31 日まで企画課内に設置された事務局で同業務に従事し、役所内に設けた郵便振替口座を管理し、同年 9 月 25 日除幕式を行った。

以上述べたように、市役所内に「委員会」事務局を設置し市職員が歌碑建立のための広報、募金、公園への設置申請、除幕式案内及び実施、設置後の管理などの実務を担いながら、一切の市役所における決定または決裁は存在しないと言い張っている。

本件請求の内、歌碑建立についての市職員への事務の指示による違法な給与支出相当分については、試算したように計 139,327 円となる。期間は 6 月 26 日局長名による頭市議宛文書の配布から 7 月 31 日募金事務の終了まで 24 日間（平日のみ毎日 1 時間、募金業務に従事したと仮定する）である。（別途説明書類を添付）添付書類の内容は省略

実際に支出された違法な公金の額が、市当局が大半の情報公開を拒否しているため算出が不可能だが、このほかの給与分、電話等通信費、複写印刷費等多額に上る。

この事業に関するすべての公文書について、請求人は 5 回の情報公開請求、4 回の同異議申し立て（初回は 06.9.11）を行っているが、現在まだ審査中である。

このような市民への説明努力皆無、情報隠しの中で、市は特定団体の「皇后歌碑建立」のために市の一部局内に事務局を設けて市職員数名を配置し、その事務次第に従事させ、多額の公費が支出され、現在も尚是正の措置が取られていないことは著しく不当であり、かつ地方自治法第 2 条第 14 項及び地方財政法第 4 条に違反する違法なものであり、その支出の返還を求めるものである。

## 第 2 受理できない理由

地方自治法第 2 条第 4 項に定める住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法若しくは不当な財務会計上の行為による当該地方公共団体の損害の発生の防止、補てんを目的とするものである。

したがって、住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、当該地方公共団体の執行機関又は職員が行った財務会計上の行為について、法令に違反している等の具体的な違法性又は不当性が主張されていることが必要である。

本件請求において、請求人は、「市は特定団体の『皇后歌碑建立』のために市の一部局内に事務局を設けて市職員数名を配置し、その事務次第に従事させ、多額の公費が支出され、現在も尚是正の措置が取られていないことは著しく不当であり、かつ地方自治法第 2 条第 14 項及び地方財政法第 4 条に違反する違法なもの」とする。引用される法令は地方公共団体がその事務を処理するのに当たって準拠すべき指針ではあるが、請求人の主張は、歌碑建立計画への市の関与自体を問題としており、財務会計上の行為である当該公金の支出行為自体の具体的な違法性の根拠とは認められない。

また、請求人は当該支出が「著しく不当かつ違法である」理由として 7 項目を掲げているが、ここでも、建立委員会の事務局を市役所内に設置し、職員がその事務に従事したことについての主張（ ）、復興行政への疑念（ ）及び、市の情報公開請求への対応についての主張（

）に終始しており、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為である給与等の支出の具体的な違法性・不当性を主張しているとは認められない。 についても、金額の試算はされているものの、給与支給の手続き等の、直接の財務会計行為の違法性・不当性の根拠は摘示されていない。一般的な事務執行及び政策判断等の非財務会計行為は、住民監査請求の対象とはなら

ない。

なお、財務会計上の行為とその原因となる行為との間に密接かつ一体的な関係がある場合には、原因行為の違法性が財務会計上の行為に承継される場合がある。しかしこの場合において、住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、原因行為について、当然無効となる程度まで看過しがたい瑕疵がある場合に限られると考える。本件の歌碑建立計画への市の関与について、請求人の主張は一方的な解釈であり、重大かつ明白な瑕疵があるとは認められず、それを前提とする財務会計上の行為自体に違法性または不当性があるとはいえない。

よって、本件請求は、地方自治法第242条に規定する住民監査請求としては不適法であるので受理することはできない。